

確定申告のご案内

確定申告とは1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税などの額を計算し、源泉徴収された税金などとの過不足を精算する手続きです。

市内の確定申告・出張相談会場は次のとおりです。

所得税などの申告

粉河税務署の確定申告会場

所得税・消費税・贈与税の確定申告および申告相談ができます。

●開設場所・期間

紀の川市商工会館
(紀の川市粉河87812)
2月16日(金)～3月15日(金)
(土・日曜、祝日を除く)

●相談受付時間

午前9時～午後4時
※会場への入場には「入場整理券」が必要です。整理券の配布状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

●問い合わせ

粉河税務署
☎073617313301
※納税はお近くの金融機関などをご利用ください。

市内の確定申告・出張相談会場

税理士や粉河税務署の職員による確定申告や還付などの申告相談を行なっています。贈与税、土地・建物・株式などの譲渡所得などの申告相談は行なっていません。

●開設場所・期間

保健福祉センター
2月2日(金)～8日(木)
(土・日曜日を除く)

●相談受付時間

午前9時30分～正午
午後1時～4時

●当日整理券配布時間

午前7時45分～
※保健福祉センター正面玄関横で配布します。申告相談の応対可能な人数は150人程度です。

市・県民税の申告

申告会場

●開設場所・期間・開設時間

保健福祉センター
2月2日(金)～8日(木)
(土・日曜日を除く)
・午前9時30分～正午
・午後1時～4時
※当日整理券を午前7時45分から配布します。

●市民会館

2月9日(金)～3月15日(金)
(土・日曜、祝日を除く)

・午前9時～正午
・午後1時～4時
※当日整理券を午前8時30分から配布します。

●問い合わせ

税務課 市民税係
☎3316212

※市役所税務課窓口では市・県民税の申告書の作成はできません。



申告をしなければならない人

令和6年1月1日現在、市内に住所があり、令和5年中に次のいずれかに該当する人です。

- 営業、農業などの事業を営んでいる人
- 家賃、地代などの所得がある人
- 内職などの所得がある人
- 収入がなかった人
- 給与所得者の場合
 - ①勤務先から給与支払報告書が提出されていない人
 - ②給与所得以外に所得がある人
 - ③年末調整に含まれていない所得控除を受けようとする人

● 公的年金等受給者の場合

- ①所得控除を受けようとする人
 - ②公的年金等以外に所得がある人
 - ※20万円以下の所得の場合も申告が必要。
- ※なお、所得税の確定申告をした人や、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている人は、原則として、申告の必要はありません。

市・県民税申告書について

市・県民税申告書は、主に前年の実績に基づいて1月中旬に郵送いたします。申告が必要な人で、申告書が届いていない人は、ご連絡ください。

申告をしなければならない人

申告が必要な人や、申告することで、税金が還付される人などは、国税庁ホームページ(下記の二次元コード)からご確認ください。



e-Tax(電子申告)による提出

マイナンバーカードとICカードリーダライタ、またはマイナンバーカード読取対応のスマートフォンを用意すれば、e-Taxを利用して提出できます。

郵送・時間外収受箱による提出

確定申告書は、税務署の時間外収受箱への投函により、提出することができます。

● 郵送での提出先

〒66118525
尼崎市若王寺3丁目11番46号
大阪国税局業務センター阪神分室
※控えが必要な人は切手を貼り、送付先を記入した返信用封筒を同封してください。

申告に必要なもの

- 令和5年中の所得算出に必要なもの(源泉徴収票、賃金支払明細書、収支内訳に関する書類)
- 令和5年中に支払った保険料など、控除の算出に必要なもの
 - ・ 社会保険料(国民年金保険料、国民健康保険税など)の支払額が分かるもの
 - ※国民年金保険料は控除証明書も必要です。
 - ・ 生命保険料の控除証明書
 - ・ 地震保険料の控除証明書 他
- マイナンバーを確認できる書類
- 本人確認書類

● 郵送での提出先

〒64818585(住所記載不要)
橋本市総務部 税務課 市民税係
※市・県民税の申告書は郵送でも受け付けています。控えが必要な人は切手を貼り、送付先を記入した返信用封筒を同封してください。

その他の問い合わせ

● 確定申告の内容全般について

粉河税務署
☎073617313301

● マイナンバーについて

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎012019510178

確定申告の際のお願い

- 前年分の申告書の控えなどをお持ちください。
- 申告書(および収支内訳書)には、事前に記入できるところは記入しておいてください。
- 特に、事業(営業・農業などの)所得がある人は、年間の収入や必要経費などを整理し、必ず収支内訳書に記入しておいてください。
- 確定申告書第二表「住民税・事業税に関する事項」については、所得税の確定申告の手引きを参考に必ずご記入ください。
- 医療費控除の申告は、「医療費控除の明細書」をご準備ください。
- 申告書には納税者および同一生計配偶者や扶養親族、事業専従者のマイナンバーの記載が必要です。提出の際には、納税者のマイナンバーが確認できる書類の提示または添付が必要です。
- スマートフォンをお持ちの人は、原則、スマートフォンを利用して申告書を作成していただきます。
- ※当日は混雑が予想されるため、整理券を配布しています。上限に達した時点で整理券の配布・相談受付を終了します。
- ※市役所税務課窓口では確定申告書の作成はできません。
- ※橋本市会場では国税庁LINE公式アカウントによる予約はありません。

スマートフォンなどで確定申告書の作成ができます

確定申告の期間中は、申告会場が大変混雑します。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー(下の二次元コード)」では、必要事項を入力することにより、確定申告書を作成することができます。ぜひご利用ください。



公的年金等所得のある人へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告をする必要はありません。ただし、医療費控除などにより、所得税の還付を受ける場合は、所得税の確定申告が必要です。なお、所得税の確定申告が不要な人でも生命保険料や地震保険料、年金からの天引き以外に健康保険料や介護保険料を支払っている場合など、所得控除を受けるためには、市・県民税の申告が必要となります。